

令和 7 年

寒河江市農業委員會第 4 回總會會議錄

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会 第4回総会

日 時 令和7年4月25日（月）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 真木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	9番 渡邊正

事務局

事務局長補佐（総括）	高子英晴	事務局長補佐（農地担当）	日下部靖広
農地係主任	土田修	農地係主任	芳賀遼太郎
総務係主任	清野倫		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第13号 農地法第3条の規定による許可処分について

- (2) 議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第15号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第16号 農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について

開会 午前 9時5分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第4回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番山田委員、13番芳賀委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

山田委員 はい、議長。

木村議長 はい、山田委員。

山田委員 1番、山田です。

農地法18条の規定による通知書の受理の関係で順位80番、こちら解約となっていますが、[REDACTED]さん亡くなつて数年経っております。今の段階で解約になつていますが、それ以前にどうしてならなかつたのか。[REDACTED]さんはバラの栽培者であつて農地の上物も違つっていたのではないか。賃借料もどのように[REDACTED]さんに支払いされていたのかどうか。お聞きしたい。

木村議長 わかりますか、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位80番ですけれども、[REDACTED]さんとなつておりますが、こちら記載の誤りと思われます。なお、賃借料については、いまだ支払いがなされていないようです。

今回これに関連して、後ほど3条に出てきますが、名前の記載の誤りになりますので、正しいものを調べまして後ほど報告いたします。

木村議長 後ほど報告でよろしいですか。

山田委員 はい。

木村議長 この案件につきましては3条で出てまいりますので、審議

の程よろしくお願ひいたします。

木村議長 他に質問ございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、事務局から他にありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第13号から議第16号までの議案について一括上程します。

（1）議第13号 「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第14号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第15号 「非農地証明願の審議について」

（4）議第16号 「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」

以上、議第13号から議第16号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第16号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、私18番木村、11番鈴木委員、14番高橋委員、推進委員の中で、五十嵐推進委員、川越推進委員、鬼海推進委員、渡邊推進委員、菖蒲推進委員が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代

理者。

片桐会長職務代理者　　はい、議長。17番、片桐です。

去る4月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件、非農地証明願案件2件の合計3件を審査しました。

議第13号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位14番、寒河江地区の案件になります。

申請地は、大字西根字上川原の農地で賃借人の祖母の農地です。「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、申請書の他に「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。

新規就農を希望する譲受人は、現在寒河江の船橋町在住の35歳の男性です。農業を営もうとする理由は、「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、10年ほど祖母と一緒に農業を行ったが、祖母が高齢となり、主として農業を営むことになったためとのことです。

申請地は、さくらんぼの樹園地で適正に管理、栽培されており、引き続きこのままであれば、問題ないと判断しました。事前審査会においては、異議なしとされたところです。

なお、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第15号「非農地証明願の審議について」、順位3番、寒河江地区の案件です。

申請地は元町一丁目にある土地で、昭和55年3月3日に

自宅を新築し、現在は住宅を取り壊し、更地の状態になっているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位 4 番、白岩地区の案件です。

申請地は大字白岩字中町の土地で、平成 5 年から水田へ引き込まれる水口部分としているが、隣地からの土砂流入を防ぐため、コンクリート作りの水路となっており、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長 ご苦労様でした。

ここで、事務局より報告があるようですので、お願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

議第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、順位 7 番、西根地区の案件についてですが、4 月 22 日電話によりまして、申請代理人の行政書士の方より、資金証明書を総会までに提出することができないと、連絡がありました。

証明書がないと、農地転用の行為を行うに必要な資力及び信用が確認できませんので、転用申請の目的実現の確実性がないと思われるため、今回は保留し、継続審査としてはいかがでしょうか、ということを報告させていただきます。

地区審査でも、現地調査を行っておりますので、審議の程よろしくお願ひいたします。

木村議長 それでは、ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ただいまの案件については、地区審査で十分審議していた
だければと思います。

他に事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） ありません。

木村議長 それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間に
ついては30分程度としまして、9時50分までとします。
それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時50分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開しますが、先ほ
どの山田委員の質問に対して事務局から報告があるそうです。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい。

2ページ、順位80番ですけれども、先ほど山田委員よりご
質問があった件ですが、記載の借人は当時の契約者の名前で
ありまして、正しくはお名前が [REDACTED] さん、住所が [REDACTED]
[REDACTED] であります。

賃借料未払い額が [REDACTED] 円。未払いがありますが、
中間管理機構に、解約について問題はないと確認しております。
[REDACTED] さんからは、未払い額をいずれ納めていただく形に

なります。そちらは農協も承知ですので、未払いを納めていただけるよう農協にも働きかけていきます。

木村議長 ありがとうございます。

それでは再開します。

初めに、議第13号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。

高橋委員 はい、議長。

木村議長 はい、高橋委員。

高橋委員 14番、高橋です。

議第13号「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページをご覧ください。順位13番。

(議案書順位13番朗読)

場所については、仲谷地のセブンイレブンから高瀬山方面へ向かって、300mぐらい進んで、さらに東側に50mぐらい進んだところに寒河江市の史跡となっている花買場跡があります。その隣接地で、自作地のさくらんぼ畠、青い部分になりますが、その隣ということで、隣接地を所有するという申請内容になっております。

4月13日の寒河江・南部地区の農業委員、推進委員7名で現地調査を行ってきましたが、これまでも、おそらく相対で耕作しているようで、さくらんぼ畠として綺麗に管理されており、申請通り所有権を移転しても、耕作者は [REDACTED] さん自

身になりますので何ら問題ないものと思われます。

本日の地区審査会でも異議はございませんでした。

続きまして、順位 14 番。

(議案書順位 14 番朗読)

場所については、国道 112 号のチェリーランド手前、国道沿いの南側のさくらんぼ畠になります。

[REDACTED] さんと [REDACTED] さんは、祖母と孫の関係にあります。これまで 10 年間、祖母のさくらんぼ畠を手伝いながら、経営に携わってきたということで、祖母が 86 歳という年齢で、孫に経営を移譲したいというような申請の内容になります。

4 月 17 日の事前審査会の現地調査でも、さくらんぼ畠が整然と綺麗に管理されており、東隣を栽培されている山岸町の [REDACTED] さんに電話で管理状況を確認したところ、問題なく栽培、管理されていると報告を受けました。申請通りであれば、何ら問題ないと思われます。

本日の地区審査でも、異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。

木村議長

はい、鈴木委員。

鈴木委員

11 番、鈴木です。

同じく 6 ページをご覧ください。順位 16 番。

(議案書順位 16 番朗読)

所在は、国道 112 号を高松方面に向かうと、西根の下川原集落センターに入る道があります。入ると 50m ぐらいで申請地になります。西根小学校の北側になります。

4月 16 日に西根・三泉地区の農業委員と推進委員全員で、現地を確認してまいりました。譲受人の隣接地で、申請通りであれば何ら問題ないものと確認してまいりました。

本日の地区審査、事前審査でも異議はありませんでした。

続きまして、順位 17 番。

(議案書順位 17 番朗読)

所在は、天童・皿沼河北線を河北方面に行くと溝延橋手前に、西へ向かう農道の進入路があります。そこを 200m ぐらい行ったところに申請地があります。

4月 16 日に、西根・三泉地区の農業委員、推進委員全員で現地を確認してまいりました。申請地は譲受人の園地に隣接しており、現在、更地になっております。申請通りであれば何ら問題ないのではないかと確認してまいりました。

本日の地区審査、事前審査でも異議はありませんでした。

続きまして、順位 18 番。

(議案書朗読順位 18 番)

所在は、天童・皿沼河北線を河北町の方に向かうと、内川沿いから入る道があります。東邦パワーという太陽光の発電所があります。その内川を挟んでの南側になります。

4月 16 日に西根・三泉地区の農業委員、推進委員全員で

現地を確認してまいりました。申請地は譲受人の隣接地で、以前は切株がありましたが、全部綺麗になっており、計画通りであれば何ら問題ないものと確認してまいりました。

本日の地区審査、事前審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。

同じく7ページをご覧ください。順位19番。

(議案書順位19番朗読)

4月14日に柴橋地区の農業委員、推進委員全員で現地確認を行いました。現地は県道143号線、中山・三郷寒河江線を柴橋の方から南下してくると柴橋小学校がありまして、最上川に架かる此の木橋に続き、国道458号と交わる丁字路があります。その左側の小高いところになっております。地図でみると、国道すぐ側にあるように見えますが、実際には2mぐらいの高低差があり、高台になっております。現地の畑に行くには、細い道路から迂回して行く必要があります。

現地は畑、果樹園の中に、住宅が数件建っているというような状況です。畑となっておりますが、実際には、大きな雑木が数本立っているような状況で、耕作放棄されているような状況でした。譲受人の果樹園が隣接しております、譲受人の果樹園はきちんと管理されており、譲受人の住宅も、すぐそばに建っておりますので、今後、よく目が届いて管理されるのではないかなど感じてきたところです。

そのような状況ですので、申請通りであれば、特に問題な

いと考えます。

地区審査、事前審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。7番、猪倉です。

順位15番。

(議案書順位15番朗読)

所在は、慈恩寺テラスから西の方へ100m程行ったところに、園芸ハウスがあり、その売買であります。この3条の案件は、土地の売買だけ挙げさせていただきます。この場所の上物の施設園芸は、平成18年頃から始まった事業ですが、何年か前から耕作されておりませんでした。この施設を [REDACTED]
[REDACTED]さんが、「私がやってもいいよ」ということで、私も了解したところです。

続きまして、順位20番。

(議案書順位20番朗読)

所在は、チェリーランドから白岩方面に向いまして、道路向いになります。

前の耕作者が荒らしていたような土地ですが、新しく借人が耕作してくれるということで、これも良くなるのではないかということであります。

続きまして、順位21番。

(議案書順位 2 1 番朗読)

所在は、チェリーランドから寒河江川沿いに土手の上を道路が走っており、それを慈恩寺橋の方に走りまして、道路の左側になるのですが、道路を下りまして昔の水道施設があつた場所です。わずかな面積ですが、前の人気が借りていたのが解約になりましたして、これを新しく、南陽市の株式会社いちまんが耕作してくれるということで、これも良いのではないかと判断しました。

この3件につきまして、4月13日に高松・醍醐の農業委員、推進委員全員で現地確認をしてまいりました。

とにかく、耕作放棄地にならずに、耕作してくれることは大変、結構ということで、地区審査、事前審査でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。

郷野委員。

郷野委員 はい、議長。6番、郷野です。

順位22番。

(議案書順位 2 2 番朗読)

所在は、たしろ亭がある学びの里TASSHOを過ぎまして、5、6分行ったところの左側になります。

4月14日に白岩地区の農業委員、推進委員の4人で現地確認を行いました。貸人が離農という申請事由で、今後、耕作放棄地になる可能性がありました、借人のまだ若い方から農地を耕作してもらうことで、この申請事由であれば、問

題ないと思われます。地区審査でも問題ありませんでした。
続きまして、8ページをご覧ください。順位23番。

(議案書順位23番朗読)

場所は、先ほどと同じたしろ亭から5分ぐらいです。先ほどの場所の手前になりますけれども、道路の右側に、その場所があります。4月14日に白岩地区の農業委員、推進委員の4人で現地調査を行いました。

こちらも貸人の方が離農ということで、今後、耕作放棄地になるよりは、若い方から耕作してもらった方が、良いと思われ、この申請事由であれば、問題ないと思われます。

また、地区審査でも問題ませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 順位13番から23番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

議第13号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第13号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 はい、議長。11番、鈴木です。

議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、10ページをお開きください。

順位7番。

(議案書順位7番朗読)

所在は日田公民館の南側にあたるところです。昨年末に、別の部分でアパート経営ということで転用の申請があった場所です。3ページの7番に載っている隣の土地になります。

4月16日に西根・三泉地区の農業委員と推進委員全員で

現地を確認してまいりました。

先ほど、事務局から報告がありましたとおり、資金繰りの証明書が出ていませんので、案件を審査するまでには至らないのではないかというので、保留というような中で審査させていただきました。後ほど事務局から詳しい内容の説明があると思います。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。

同じく10ページをご覧ください。

順位8番。

(議案書順位8番朗読)

4月14日に柴橋地区の農業委員、推進委員全員で現地確認を行いました。

現地は、国道458号を国道287号の交差点から西へ進みますとヤマザワ寒河江西店があります。そこを過ぎて5、60m行きますと、右手の方に旧最上橋に向かう道路があります。その市道沿いに進み左側に田が4、5枚あり、そのあと小高い丘になっており、そこが現地となっていました。畑や果樹園、住宅などがあり、現地は自己保全がされているものの耕作はされている様子はありませんでしたが、申請事由の通りであれば問題はないかなと考えております。また、周辺の農地の営農条件に支障もないと考えておりますので、問題はないと思われます。地区審査、事前審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） まず、はじめに順位7番になります。順位7番は先ほど説明したように、本日までに資金証明書の提出がありませんでしたので、転用行為を行うに必要な資力及び信用が確認できなく、転用申請目的実現の確実性があると認められません。そこで、今回は保留とし、継続審査としてはいかがでしょうか。

続いて、順位8番は移動通信用中継基地局建設のための作業場等用敷地への転用申請になっております。申請地は、農振農用地区域内にある農地です。農用地区域内ある農地は原則不許可ですが、仮設物の設置その他の一時的な利用に供するため、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められ、一時的な利用は3年以内となっており、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことを担当課の農林課と確認しており、許可し得ると判断しますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

また、7番については保留という地区審査での決定がありましたので、それも含めて意見を頂戴します。

(発言なし)

木村議長 意見がないようですので、7番については保留ということで、異議ありませんか。

(異議なし)

木村議長 7番については保留ということで、8番のみ賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第14号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第15号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。

高橋委員。

高橋委員 はい、議長。14番、高橋です。

議第15号「非農地証明願の審議について」、12ページをご覧ください。順位3番。

(議案書順位 3 番朗読)

事前審査会の現地調査では、住宅は取り壊されており、更地の状態になっている状況です。場所については、駅前のホテルシンフォニーの北側の通りを西側に 100 m ぐらい進んだ十字路を右折した 2、3 軒北側の一画になります。

4月17日の事前審査会での現地調査では、駅近くで住宅が密集している地域で、45年間、住宅が建っていたということで、現在は更地の状況を考えると非農地で問題なく、本日の地区審査、事前審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 はい、ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。

郷野委員。

郷野委員 はい、議長。6番、郷野です。

12ページをご覧ください。順位4番。

(議案書順位 4 番朗読)

場所ですが、白岩中町の旧高橋医院の裏の駐車場の脇になります。

4月14日に白岩地区の農業委員、推進委員4人で現地確認を行いました。以前、コンクリート作りにしたいということで非農地証明の申請を忘れたために、今回申請したもので、事前審査、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。
続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

高橋委員 はい、議長。

木村議長 はい、高橋委員。

高橋委員 14番、高橋です。
先ほど、非農地証明の中で3番の申請人を読み上げましたが、正しくは [REDACTED] さんでした。訂正いたします。

木村議長 わかりました。他にございませんか。

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。議第15号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第15号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第16号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」11番鈴木委員、14番高橋委員、18番木村、五十嵐推進委員、川越推進委員、鬼海推進委員、渡邊推進委員、菖蒲推進委員が関係委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、関係委員は退席します。

(関係委員退席) (議長交代)

片桐会長職務代理人 木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員 はい、議長。

片桐会長職務代理人 はい、山田委員。

山田委員 1番、山田です。

議第16号「農用地利用集積計画等の案の作成及び提出について」高橋委員が関係者となっておりますので、代わって報告させていただきます。

15ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

集計表になります。34ページをご覧ください。

寒河江地区 57筆 田5.12ha 畑0.04ha
樹園地1.16ha 合計6.32ha

南部地区 63筆 田0.37ha 畑2.37ha
樹園地0.64ha 施設園芸0.10ha

農業用施設用地0.06ha 合計3.38ha

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の
担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資
すると判断しました。

地区審査でも異議はございませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。

ここでページの再確認をいたします。農地中間管理事業の
新規分は15ページから、移転分が31ページから、最後の
ページが集計表となっております。

それでは、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、西尾委員。

西尾委員 4番、西尾です。

西根・三泉地区の鈴木委員が関係者となっておりますので
代わって報告させていただきます。

15ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

続いて34ページ集計表をご覧ください。

西根地区 49筆 田3. 35ha 畑0. 74ha

樹園地0. 51ha 合計4. 60ha

三泉地区 22筆 田1. 87ha 畑0. 49ha

樹園地1. 15ha 農業用施設用地0. 01ha

合計 3. 51ha

この中の28ページのNo. [REDACTED]、[REDACTED]について申しあげておきたい事があります。こちらの農地ですが、現在、何も耕作されておらず、耕運だけがされている状態です。加えまして糞尿したままのような状態になっておりまして、周囲から悪臭の苦情がきているということで、このまま通すではなく、今後、農地の適正利用を条件に案として提出してはいかがでしょうか。他の案件につきましては、農地中間管理事業案件についていずれの計画案も、地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。

もう一度、番号をお願いします。

西尾委員 28ページのNo. [REDACTED]、[REDACTED]です。

片桐会長職務代理者 最後に検討しましょう。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員。

奥山委員 はい、議長。15番、奥山です。

22ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

続いて 34 ページ集計表をご覧ください。

柴一地区 2 筆 田 0. 29 h a 合計 0. 29 h a

柴橋地区 17 筆 田 2. 24 h a 畑 0. 19 h a

合計 2. 43 h a

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の
扱い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると
判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、猪倉委員。

猪倉委員 7番、猪倉です。

15 ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

続きまして、34 ページ集計表をご覧ください。

高松地区 27 筆 田 1. 62 h a 畑 0. 05 h a

樹園地 2. 55 h a 農業用施設用地 0. 31 h a

醍醐地区 9 筆 田 1. 68 h a 畑 0. 0017 h a

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の
扱い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると
判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。
続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。

郷野委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、郷野委員。

郷野委員 6番、郷野です。
23ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

続きまして、34ページ集計表をご覧ください。
白岩地区 47筆 田8.15ha 畑0.65ha
樹園地0.34ha
農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の
担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると
判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。
続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。
なお、西尾委員からありましたNo. [REDACTED]、[REDACTED]も含めて事務局から説明お願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

皆様方からご協力いただきまして、地域計画が3月末に策定され移行いたしました。それに伴いまして農地利用集積計画書

から農用地利用集積等促進計画に変わります。最初の要件ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。

また、法第19条第3項に基づく農業委員会の意見の決定は予め会長から専決を頂いております。

先ほど、西尾委員からあった場所、関係者の件ですが、従前より地域の方々から苦情があるということは承知しております。そのため、そちらの方が畜産業を営んでおりますので、畜産担当の農林課に実情を伝えまして、農林課から県の村山総合支庁の担当に実情を伝えて、県の方からも指導を行っているところであります。今後このような状態であれば、農林課を通じまして、県の村山総合支庁の畜産担当に、以前に現場を見ているうなので、そちらの方をお願いしたいと考えます。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。

西尾委員よろしいでしょうか。

西尾委員 はい。

片桐会長職務代理者 これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

氏家委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、氏家委員。

氏家委員 8番、氏家です。

21ページNo. [REDACTED] の案件についてですが、4月3日

の契約会の時に保留扱いにしたのではないかなと思ったのですが。事務局の方でわかりますでしょうか。

片桐会長職務代理者 事務局より説明お願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。今、氏家委員からありましたけれども、こちらの手違いで載せてしましましたので、こちら削除させていただきます。こちらの案件は削除ということでお願いします。後ほど決まりましたら手続きを取りたいと思います。

氏家委員 南部地区の方でも確認精査しまして申請したいと思います。

片桐会長職務代理者 氏家委員、了承したことによろしいでしょうか。

No. [REDACTED] は削除ということでお願いします。

その他、ございませんか。

はい、事務局。

事務局（農地係主任） 農地中間管理事業案件につきましては、今回の議案分から案の提出を県の方にして、県の6月27日の公告をもって効力を発揮するような流れに変わりました。農業委員会からは計画案として提出することになります。今後、死亡などの変更等、適宜対応していくような流れになりますので、今後も変更等、あれば都度、受けていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

片桐会長職務代理者 ただいま事務局からありましたように、議題に挙がっているのは計画案ということで、6月27日までにその案をまとめて県の方に申請するというような流れになると、事務局より説明がありました。

その他、質問、意見ございませんか。

眞木委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、眞木委員。

眞木委員 5番、眞木です。

先ほど、西尾委員からありましたN o. [REDACTED]、[REDACTED]の件に関してですが、西尾委員が納得したような話になっていますが、このまま皆さんが賛成の票をいれたとすれば、そのまま特に条件を付けることもなく、[REDACTED]さんが借り受けるという事になってしまふのでしょうか。問題ないのでしょうか。

片桐会長職務代理者 事務局の説明では、今後の様子をみてということでしょうか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

このままでいけば、みなさんから可否を取ると思います。これで賛成になれば、このまま進みますし、この案件を保留したらいいのではないかとなれば保留、これを除いてということになります。これは前に農協が取り扱った時のこともありますので、それをマッチングさせて契約をこぎつけた事もありますので、西根地区の農業委員、推進委員さんのご意見を伺って、皆様から議論いただけたらと思います。

暫時休憩をとってお話ししていただいてはいかかでしょうか。

片桐会長職務代理者 はい。最終的には採決ということになりますので、その前に暫時休憩を入れます。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時06分

片桐会長職務代理者 それでは暫時休憩を閉じます。

農地中間管理事業のNo. [REDACTED]、[REDACTED]のような状況
なのかを、もう一度説明を求める意見が出ましたので、西根
地区の担当者から説明していただき、皆さんのお意見をまとめ
たいと思いますのでよろしくお願ひします。

もう一度になりますが、西尾委員お願ひします。

西尾委員 先ほどの地区審査での話では、[REDACTED]さんの方に条件付きで
話した上で、6月26日まで提出できるよう、その間に話を
するということで話し合いになりました。

片桐会長職務代理者 はい、ありがとうございました。

続いて、西根地区の芳賀委員お願ひします。

芳賀委員 まず、[REDACTED]さんの件につきましては、この案件だけではなくて、いろいろなところで臭いの問題というのは、周りで問題化されているということです。長らく地区の中でも問題になっているというようなことでして、今回、これを許可するとなれば、これまでの事もありますし、今後、糞尿の処理は適正に行うという事を念書をもって本人から意思表示をしてもらうというようなことが、まず一つ。それからもう一つは、そのために関係行政機関などにも指導をしていただくというようなことで、やってはどうかなと私は思います。

たとえば、ダメっていうふうになってしまふと、善後処置
みたいなものを示していかないと、なかなか解決できないの
かなというところもあるので、まずは本人から、「今後そうい
った不法投棄をしません」というような意思表示をとる、そ
の上で、こちらの方でも、許可をするというようなことでど

うでしょうか。

6月17日に提出というようなことですので、ここで念書を取った上で、許可するというような方法もあれば、5月23日に委員会総会があるわけですが、そこでも大丈夫というような事でしょうか。保留にして5月23日にもう一度かけ直す形と、念書をとったらそれでOKということで許可をするという方法が二つあるかなと思います。

事務局(農地係主任) 計画案の提出に関しては、4月30日までに案自体を支援センターに提出するような流れになっております。

5月から6月27日の公告までに支援センターと県の方で内容の審査と関係機関への意見聴取があります。

案の提出から公告になるまでの審査期間が、一ヶ月と少しはあるわけです。案を提出しておいて、その間に、取下げ、変更等があるのであれば、連絡調整して協議していくような流れになります。

今回の件に関しては、地域計画や周りの農業者や地域に対して管理者が定まらないと、今までの不法投棄の問題や、これから農地改善についても、困ることが出てくるだろうというご意見がありました。またご意見頂戴したいと思いますが、管理の念書と行政指導により農地の改善が、公告までになせるかどうかの判断を行って、実際に公告の行われる6月27日までに許可するかどうかの決定を支援センターと県の方と我々の農業委員会の方で協議したいと思いますがいかがでしょうか。

片桐会長職務代理者 はい、ありがとうございます。

他に、意見、質問のある方、ございませんか。

斎藤推進委員 念書をいただくという話ですけれども、1番根本的な問題

は、廃棄物をそこで処理できる能力があるのか、ということだと思うんです。私も以前、食品の方にいたので、例えば、水を出しますけれども、処理後の水質が基準以下でないと流せない厳しいルールがあるんですけど、それをクリアしないと仕事ができない。これは食品だけではなくて農業でも、どの部門でもあると思います。■さんすぐに解決してくださいと言っても、すぐには出来ないと思うんです。相当の時間がかかると思います。もし設備に能力がないことがわかれれば、増設に半年か1年かかって、その辺のきめ細やかな対応してあげないと畜産業はできなくなってしまうという問題も出てくる。そういうところを考慮して話を進めていかないとまずいのかなと思います。

片桐会長職務代理者 斎藤推進委員の方から話ありましたけれども、大きく分けて二つあると思うんです。一つはこのまま通したらいいか。もう一つは現地調査と、次回の総会までに廃棄物を処理するとの念書を提出してもらって事務局として検討して、今回は保留して、再度提出をするというのが、大きく分けて二通りあると思うんです。この二つの中で採決してよろしいでしょうか。

芳賀委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、芳賀委員。

芳賀委員 ただいま、斎藤推進委員から話あったことはもっともだなと思います。念書というところで、すぐ対応できるというようなものと、時間をかけてやらなければならないものとがあるのだろうと思うんです。そうすると、念書の表現の仕方のところで、例えば「数年間で適切に処理するよう努めます」

というような表現の仕方になつたり、例えば、一か月程では無理だろうということであれば、努力義務みたいなところについて念書の書き方というのがあると思いますが、いずれにしても本人から「きちんとやります」というような宣言とか、そういういったものが必要なんじゃないかなと思います。

片桐会長職務代理者 芳賀委員から貴重な意見ありましたけれども、同感に思います。ただ単純に「～します」というような念書だけでは、その後どうなるのかというところもありますので、ここは事務局から話ありましたけれども、受付をして、その後、また検討するということですが、保留という形をとれるのでしょうか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 皆様の意見をお伺いしました。とりあえず今日の段階では、このまま通していただいて、期間がありますので、その間に検討させていただくということで、もし守られない場合は、ここから落とすような手配に移すということを、お決めになられてはいかがでしょうか。また、事務局では農林課を通して、村山総合支庁の畜産担当課から指導を行っていただくよう、伝えさせていただこうかなと考えますが、いかがでしょうか。

片桐会長職務代理者 今、事務局から話がありましたが、今回は受け付けさせていただいて、その後、農林課と併せて検討して、念書の中身が実現可能なのかどうかというのを再検討していただくという形になるという経過ですが、これを受付して却下ということ

はできるのでしょうか。その後の対応というか廃棄物が処理できる見込みがないとか、糞尿を回収できる見込みがないとかが、もしあつたならば。

事務局(農地係主任) 申し込みがあつて、計画案を保留や取下げできるかどうかについてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号という法律の内容が、農地の適正利用や農業の常時従事といった内容になっております。そちらを農業委員会の方で判断、確認して中間管理事業の案として登載するかどうか、というところを考えていくようなことになっております。

今回のような農地の適正利用が農業委員会の方で確認できないようだと中間管理事業の計画案からは取り下げるこことはできると考えております。

片桐会長職務代理者 取り下げるというのは6月の提出までということですか。

事務局(農地係主任) 計画案として、最初の登載する、しないタイミングと、公告までの間に適正利用がなされたり、適正利用がなされていないと発覚したものについては、取下げ等は可能になっております。

片桐会長職務代理者 条件付きで受け付けさせてもらって、来月の総会までにもう一度、検討するという条件付きの案件でよろしいでしょうか。

片桐会長職務代理者 皆さんの意見をまとめたいと思います。全部の意見の承認を得る前に、条件付きということで、No. [REDACTED]、[REDACTED] 念書を徴収することで、その念書の内容が実現可能なのかどうかというのを、まず受け付けさせてもらって、その念書の内容を来月、5月の総会までにもう一度、再検討させて

いただくということでよろしいでしょうか。

もう一つは、このまま通すというような事で、二つになると思われます。

後藤委員

このまま通して、5月の時に全然改善が見られないというような時は取り下げできるということですね。一旦、通しておいて、このまま通して5月の時にもう一度、ちゃんとした計画書なり、念書を本人からもらえなかつたら取り下げるということでおよろしいでしょうか。

片桐会長職務代理者 念書の中身もこれから検討するということです。

No. [REDACTED]、[REDACTED]は念書等をつけて、来月の総会までに再検討するということに賛同していただける方の挙手を求めます。

(全員挙手)

片桐会長職務代理者 No. [REDACTED]、[REDACTED]については条件付きで受け付けるという事で。

片桐会長職務代理者 それでは、再度、採決をしたいと思います。

議第16号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」一部条件付きであります、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

片桐会長職務代理者 全員賛成ですので、議第16号は、原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

片桐会長職務代理者 関係委員に申しあげます。
議第 16 号は原案のとおり決定したことを報告します。

片桐会長職務代理者 議長を木村会長と交代します。

木村議長 これで、本日上程された議案については、全て議決されました。
以上を持ちまして、本日の総会を終了します。
ご苦労様でした。

閉会 午前 11時25分

令和7年4月25日

第4回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 1番委員 山田和義

議事録署名委員 13番委員 芳賀宏